

2024年

新春座談会

前編



笑顔や真剣な表情で仕事と憲法を語りあいました

憲法って 私たちの 仕事の大本にあるもの

憲法第15条第2項は「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と定め、第99条により公務員は「憲法を尊重し擁護する義務」を負っています。私たちの日々の仕事の中ではどうでしょうか。坂田委員長と若手組合員を交えて「私たちの仕事と憲法」をテーマに新春座談会を行いました。

「公務」の仕事に 求められているものは

坂田 明けておめでとうございいます。新春座談会では、それぞれ仕事を通じて感じることで、その問題点や課題について話しあい、「私たちの仕事と憲法」について一緒に考えたいと思います。また、私たち自治体・公務公共労働者の立場から「何が大切なのか」「労働組合でどんな運動が求められているか」を話しあいたいと思います。



大阪自治労連 執行委員長
さかた 俊之さん

私は吹田市の1988年採用で、最初は保育園の入所係でした。その後、生活保護、市民課、市民自治推進室と、事務職として三十数年役所の色々な仕事をしてきてよかったなと感じています。

みなさんはいま何の仕事をされていて、どう感じていますか？

いのち・発育を守り はぐくむ仕事をして

鴨田 採用3年目で守口保健所の感染症チームで働いています。コロナは第5類になりましたが、ノロウイルスなどの感染症対応で毎日が大変です。時間外勤務も多くて精神的に疲れますね。

城野 東大阪市の保育士3年目で0歳児の担任をしています。この1月には発表会もあります。子どもたちの言葉が増えて、「アンパンマン」とはつきり言えるようになり、成長を感じます。

池田 私も東大阪市の保育士3年目で、1歳児の高月齢を担当しています。子どもたちは友だち関係もできてきて、発表会に向けて楽しくがんばっています。

堀向 大阪市の学童保育指導員で4年目です。僕自身も学童に通っていて、小学校の卒業アルバムに「指導員になりたい」と書いていたと親から聞きました(笑)。子どもの時は指導員のアルバイトの

が多いです。

城野 東大阪では発表会などの行事は1か月前から各クラスで何をするかを決めて、園全体で共有してすすめています。子どもたちが楽しむこと、保護者にも保育が伝わるような内容を心がけています。ただ、会議をする時間がないので子どもの午睡中とか、休憩時間を削って…という状況です。熊取町や大阪市はほとんどぶつけ本番で、他のクラスが何をするか知らないこともあるらしいです。ただ休憩時間は45分きっちり確保しているとか…。



じょうの 城野 優歌さん
(東大阪市職労・保育士)

坂田 憲法には、「地方自治」が定められていて、自治体それぞれが増員や制度を決められるので良くも悪くも違いが色々ありますよね。ただ、大本の憲法に違反するようなことがあれば、住民のための仕事をするためにも、みんなですべて声をあげていきたいですね。

後編(2月号)では、憲法でも認められている「労働組合」についても語りあいたいと思います。

入れ替えが多くて嫌な思いをしたので、自分は指導員を真剣にやろうと決意しています。

坂田 堀向さんが指導員になるきっかけと決意を話してくれましたが、他のみなさんはいかがですか？

鴨田 元々は病院で看護師として糖尿病内科の患者対応をしていましたが、もっと予防とか患者さんが自宅で長く生活できるための仕事をと思って、保健師になりました。採用された年はコロナ感染対応で本当に大変でした…。



かも 鴨田 佑依さん
(大阪府職労・保健師)

城野 自分が通っていた保育所の先生が好きだったことが大きいです。母も保育士で、毎日のように仕事の話を聞いて、小1の時から保育士になったかったです。

池田 私も母が保育士です。子どもの頃から自分より小さい子と関わるのが好きで、幼稚園の卒園アルバムに「幼稚園・保育園の先生になりたい」と書いていました。

実際、幼稚園の実習では指導の時間が多かったのに比べて、公立の保育園の実習は、本当に子どもた



いけだ 池田 未来さん
(東大阪市職労・保育士)

ちがのびのびとしていて「こんな保育をしたいな」と思いました。

仕事と憲法って、意識 しないけど平和は大切

坂田 仕事で「憲法」を意識したことはありますか？

池田 正直あんまりないですね。城野 守秘義務とか家庭の情報を守るとかが、そういうことなのかなど。

堀向 ピンと来ないけど「平和」は大事にしたいです。子どもたちの権利を自分たちが守ることが、憲法なのかなと思います。



ほりむかい ゆう 悠さん
(大阪市学童保育指導員労組・指導員)

坂田 ガザの子どもたちの報道をみていると、本当に平和でないと子どもたちは大きくなれないと感

今月のキーワード

憲法尊重擁護義務
「憲法第99条」

憲法第99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めています。公務にたずさわる人のすべてが、偏りや誤りのないよう政治や行政を遂行する義務を、主権者（国民）に対して負っていることをあらためて確認している規定です。この規定には国務大臣や国会議員などが特別に明示されています。仮に改憲の立場に立つ政治家であっても、行政や立法にたずさわるときには「憲法を尊重し擁護する義務」が重くあるということです。

今月のキーワード

全体の奉仕者
「憲法第15条第2項」

憲法第15条第2項は「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」として、公務員は皆、国民全体の利益のために奉仕すべきであつて、一部の者（特定の政党や社会勢力など）の利益のために奉仕してはならないと示しています。採用された時に「憲法尊重擁護義務」と合わせて「全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います」と、服務の宣誓を行っています。